

議案第 50 号

桐生市市営住宅条例の一部を改正する条例案

桐生市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 8 月 28 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市市営住宅条例の一部を改正する条例

桐生市市営住宅条例(平成17年桐生市条例第58号)の一部を次のように改正する。
第5条第9号中「次条第1項第2号ア」を「次条第1項第1号ア」に改める。

第6条第1項第1号を削り、同項第2号中「その者の」を削り、「ア、イ、ウ、エ、オ又はカ」を「アからカまで」に改め、同号を同項第1号とし、同項中第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあつては、同居する者が親族(次のいずれかに該当する者に限る。以下同じ。)であること。

ア その者の配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下第14条において同じ。)

イ その者の3親等以内の血族又は2親等以内の姻族

第6条第1項第4号中「親族」の次に「(以下この項において「入居者等」という。)」を加え、同項第5号中「市町村民税等」を「入居者等が市町村民税等」に改め、同項第6号中「過去において」を「入居者等が過去において」に改め、同項に次の1号を加える。

(7) 入居者等が身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める者でないこと。

第6条第2項を削り、同条第3項中「前項ただし書」を「前項第7号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第2項に規定する者の」を「老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者に」に改め、同項を同条第3項とする。

第7条第2項中「前条第1項第2号イ」を「前条第1項第1号イ」に改め、「(老人等にあつては、同項第2号から第6号まで)」を削り、同条第3項中「前条第1項第3号」を「前条第1項第2号」に、「同項第1号」を「同項第3号」に改め、同条第4項中「前条第1項第3号」を「前条第1項第2号」に、「同項第1号」を「同項第3号」に改める。

第13条第2項第3号中「第6条第1項第3号」を「第6条第1項第2号」に改める。

第14条第2項第5号イ中「第6条第1項第2号ア、イ、ウ、エ、オ又はカ」を「第6条第1項第1号アからカまで」に、「同号ア、イ、ウ、エ、オ又はカ」を「同号アからカまで」に改める。

第28条第1項中「第6条第1項第2号」を「第6条第1項第1号」に改める。

第43条中「第6条第1項第2号ア」を「第6条第1項第1号ア」に改める。

第45条第1項第1号中「第6条第1項第2号」を「第6条第1項第1号」に改め、同項第2号中「親族があること」を「者がある場合にあつては同居する者が親

族であること」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議 案 説 明

議案第 50 号 桐生市市営住宅条例の一部を改正する条例案

収入の少ない 60 歳未満の単身者の居住の安定を図るため、市営住宅の入居時における同居親族要件を廃止しようとするものです。